

<原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分>

●交付対象者

原子力発電施設等の所在市町村および隣接市町村を域内に有する都道府県
 (出力35万kW以上。発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。ただし、実用ウラン濃縮加工施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設(機構が設置するものを除く。)、MOX燃料の加工施設、使用済燃料の貯蔵施設は除く。)

●交付期間

原子力発電施設等の着工年度～運転終了まで
 (ただし、当該年度の9月1日以降に着工したものは、翌年度から交付対象。)

●交付限度額

都道府県内の原子力発電供用施設所在市町村等ごとに、以下の式により算定した金額を合計した額。
 [計算式：電灯需要家契約口数+電力需要家契約kW数 × 1/2) × 交付単価 × 12(ヶ月)]

・電灯需要家契約口数、電力需要家契約kW数
 前年度10月1日現在の数値が用いられます。ただし給付金交付助成措置(原子力立地給付措置)を行う場合は、当該年度の10月1日現在の数値が用いられます。

・交付単価
 交付年度の8月末日までに市町村の区域内で設置の工事が行われている又は運転が行われている原子力発電供用施設の出力に応じて決定されます。なお市町村の区分(所在/隣接)や、施設の所在状況等によっても変わります。

・交付単価の算出方法
 各市町村ごとに、次の①～③の表に基づいて算出します。
 (※隣接市町村および隣々接市町村については、下記計算で求められた金額の2分の1の単価となる。)

①基本単価表

設備能力区分 (万kW)	交付単価 (円/月)	設備能力区分 (万kW)	交付単価 (円/月)
100未満	300	500～600未満	800
100～200未満	400	600～700未満	900
200～300未満	500	700～800未満	1,000
300～400未満	600	800～900未満	1,100
400～500未満	700	900以上	1,200

②新增設に係る割増単価

昭和56年4月1日以降及び平成4年4月1日以降に原子力発電施設等の新增設が行われた場合は、次の算式の割増措置が行われます。

$$\boxed{\text{①で算出した基本単価}} \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{S56.4.1以降に新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right) \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{H4.4.1以降に新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right)$$

③新增設に係る特別単価

平成5年度から平成24年度までに原子力発電施設等の新增設が行われた場合については、特別措置として、以下の特別単価表に基づき交付金が交付されます。

○新規地点	着工後1～3年目	着工後4～5年目	
電灯需要家契約1口当たり	3,000円 (2,400円)(※)	1,800円	(※)大型再処理施設の場合の単価。
電力需要家契約電力1kW当たり	1,500円 (1,200円)(※)	900円	

○増設地点

$$\text{給付単価} = \text{現行単価} \times \frac{\text{既存設備能力}}{\text{総設備能力}} + \text{特別単価} \times \frac{\text{新設設備能力}}{\text{総設備能力}}$$

※特別単価適用の市町村においては、電力需要家の契約電力の上限は5,000kWとなります。ただし、頭打ち措置を適用することによって、特別措置の給付金が従来より低くなるような需要家に対しては、従来通りの額が給付されます。

・平成25年度末までに新検査制度にの基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請を行った原子力発電所が所在する市町村を域内に有する都道府県に対し、理解促進活動等への支援のため交付額の増額(2,000万円×5年間)が行われます。